

新たなソーラーシェアリングの実証試験施設概要

官学連携にてソーラーシェアリング実証実験中（特許出願中）

・官学連携活動（竹田市）

- ・久住高原農業高校との共同研究施設



・官学連携活動（府中市）

- ・東京農工大学様との共同研究P J



・官学連携活動（沼津市）

- ・AOI機構及び沼津工業高等専門学校様との連携
- ・営農型太陽光発電とスマート農業による営農体系の構築
- ・静岡県農業技術産学官連携研究開発センター研究開発室入居
- ・沼津高専未来創造ラボ入居



各種センサー及び自動点滴灌漑システムを設置

照度センサー・地温センサー
地中水分量センサー
気温センサー・湿度センサー
を設置

ひかり屋根搭載環境調和型トレーラーハウス



各種収集データ活用や 実証実験の場としてご用命下さい。

センサー・生育調査データ（ハニーケール、生姜、ブロッコリー・・・）

実証実験として各種農作物の育成調査

- ①通常架台下での育成比較調査
- ②拡散板付架台下での育成調査
- ③露地にての育成調査 他

従来型ソーラーシェアリングとは

営農型太陽光発電とは、農地の上部に支柱等を立て、農地の上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組です。荒廃農地や休耕地の活用・自家消費による電気代の削減、地域のBCP対策等に電気を使用できる。

新たなソーラーシェアリングのメリット

- ①雨水を利用した自動点滴灌漑が出来ます。
- ②雨水量がメインでしたが半陰性作物の生産も可能になり作物生産品種の幅が広がります。

新たなソーラーシェアリングの特徴

- ①支柱を立て、農地の上部に太陽光パネル及び**拡散板**を設置することにより太陽光パネル下に光を拡散。
- ②雨水を利用した自動点滴灌漑。③環境測定用IoTシステム装備（照度、気温、湿度、地温、地中温度、土壌水分）による環境監視が可能。



新たなソーラーシェアリングのメリット

1. 営農型太陽光発電で育てられる収穫作物の可能性が拡大。
今まではサカキ、にら、みょうが、しそ等の生産がメインでしたが、**ハニーケール、生姜、ブロッコリー**等地場農産物を生産に成功しております。



2. 冬場の霜の発生を抑えることができ作物への環境改善も期待できます。
①放射冷却を軽減し農作物への 霜の影響を軽減。
②収穫量及び収穫期間が増えるなど農地に新たな可能性が生まれます。

拡散板付下のみ霜の発生が無く、霜による作物生育の影響を軽減を実証済

日付	収穫枚数		1枚の生産量 (g)	
	ソ&拡/露比	ソ/露比	ソ&拡/露比	ソ/露比
2021/12/27	1.0	1.0	1.1	1.1
2022/1/31	3.1	1.9	0.8	0.8
2022/2/28	3.6	1.1	1.1	1.2
2022/3/28	4.0	1.8	0.8	0.9
2022/4/25	6.0	6.0	1.0	1.2



3. 夏場の直射日光を抑え労働環境の改善も期待できます。

- ①農作業の効率化。
 - ②労働者への負担軽減。
- 農業環境に新たな可能性が生まれます。

4. 畝の保護

雨水による畝の損傷を軽減 できます。



通常のソーラーシェアリングでは畝が損傷



5. 雨水の再利用により自動点滴灌漑が可能

雨水をタンクに貯水しセンサー活用による**自動点滴灌漑**。



お問い合わせ

萬寿企業株式会社

〒105－0003

東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル

TEL03-6670－1116

トレーラーハウスとは、

シャーシにコンテナを積載し、車輪がついている「車両」で牽引して移動できる建物です。簡単に移動可能な建物として一般の建築物には無い様々なメリットがあります。



環境配慮型トレーラーハウスのメリット

・拡散板屋根及び太陽光パネル付環境配慮型トレーラーハウス

ひかり屋根付⇒日中は照明点灯の必要なし（自然光の活用）

太陽光パネル付⇒電源供給できない場所での使用が可能（エアコン・照明・パソコン電源等）

工夫次第で様々な用途で活躍可能！

農地の休憩所

サテライト
オフィス

コミュニティー
スペース

側面開閉式で
イベント時舞台

緊急仮設避難所

飲食店の
キッチンブース

飲食店の
飲食スペース

ホテルの一室

・固定資産税不要（車検は必要となります。）

不動産を取得したときは不動産取得税が、所有期間は固定資産税や都市計画税が課税されます。
トレーラーハウスは基本的に車両扱いのため不動産にかかる税金の対象外となります。

（注意点：基準の大きさを下回る場合には車検が義務付けられると同時に、自動車税（種別割）などの納税義務も発生します。維持費を節約したい場合は、購入前にサイズを確認が必要となります。）

- ・全長12m、全幅2.5m、全高3.8m未満：車検が必要
- ・全長12m、全幅2.5m、全高3.8m以上：移動の際に「基準緩和認定書」「特殊車両通行許可証」が必要となります。

・市街化調整区域設置可能（行政機関と協議が必要となります。）

トレーラーハウスは車両扱いで建物扱いではないため、市街化調整区域への設置が可能です。トレーラーハウスは車検対応しているため、自動車として扱われる点が重要となります。市街化調整区域へのトレーラーハウス設置で事務所など開業が可能です。ただし、許可の条件は自治体によって異なりますので設置が可能が確認が必要となります。

・建築確認申請が不要

トレーラーハウスは建築物に分類されず、特定の条件を満たす場合には建築確認申請が不要です。建築物の規制である建ぺい率や容積率なども関係ないため、簡単に設置できます。

・4～6年で減価償却可能

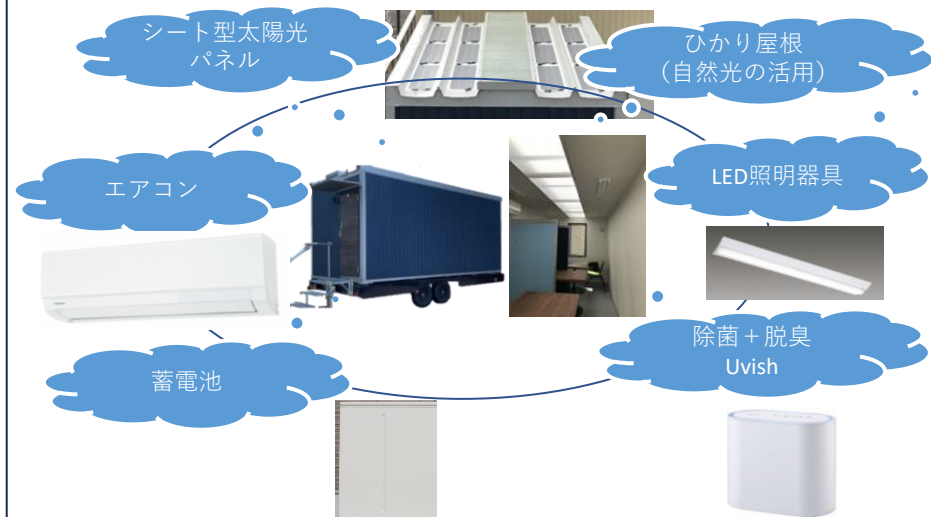
トレーラーハウスは税制上、自動車に分類され、そのうち被牽引車（自己の動力を持たない自動車）に該当します。トレーラーハウスの減価償却期間は、最短で4年、最長でも6年となります。これは一般的な建築物と比較して非常に短い期間であり、事業用途として利用する際には節税効果が期待できます。

・農地での使用注意点

- ①土地側のライフラインとの接続が工具を使用しないで着脱できること。
- ②適法に公道を走れること。
- ③地盤の確認

ひかり屋根環境配慮型トレーラーハウスの特長

限りなく0エネに近い安心安全な環境に優しい設備の実現が可能です



新たなトレーラーハウスで必要な時必要な場所へ
工夫次第であらゆる用途に使用可能

実物をご覧になりたい方はこちらのモデルハウスへお越しください。

久住高原農業高校（竹田市）



東京農工大学内（府中市）



お問い合わせ

萬寿企業株式会社

〒105-0003

東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル

TEL03-6670-1116